

随意契約見直し計画

平成19年12月
独立行政法人住宅金融支援機構

1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成18年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、順次可能なものから一般競争入札等に移行するものとし、遅くとも21年度から一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

| | | 平成18年度実績 | | 見直し後 | |
|----------------------------------|-------|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| | | 件数 | 金額(億円) | 件数 | 金額(億円) |
| 事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。) | | / | | (16%) 220 | (13%) 48 |
| 一般競争入札等 | 競争入札 | | | / | |
| | 企画競争等 | (12%) 155 | (10%) 37 | | |
| 随意契約 (企画競争等を実施しないもの) | | (88%) 1,181 | (90%) 332 | (15%) 194 | (4%) 14 |
| 合 計 | | (100%) 1,336 | (100%) 369 | (100%) 1,336 | (100%) 369 |

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

| | | 平成18年度実績 | | 見直し後 | |
|----------------------------------|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | | 件数 | 金額(億円) | 件数 | 金額(億円) |
| 事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。) | | / | | (42%) 41 | (36%) 34 |
| 一般競争入札等 | 競争入札 | | | / | |
| | 企画競争等 | (8%) 8 | (2%) 2 | | |
| 随意契約 (企画競争等を実施しないもの) | | (92%) 90 | (98%) 93 | (4%) 4 | (0%) 0 |
| 合 計 | | (100%) 98 | (100%) 95 | (100%) 98 | (100%) 95 |

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

| | | 平成18年度実績 | | 見直し後 | |
|----------------------------------|-------|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| | | 件数 | 金額(億円) | 件数 | 金額(億円) |
| 事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。) | | / | | (14%) 179 | (5%) 14 |
| 一般競争入札等 | 競争入札 | | | / | |
| | 企画競争等 | (12%) 147 | (13%) 35 | | |
| 随意契約 (企画競争等を実施しないもの) | | (88%) 1,091 | (87%) 239 | (15%) 190 | (5%) 13 |
| 合 計 | | (100%) 1,238 | (100%) 274 | (100%) 1,238 | (100%) 274 |

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

(2) 随意契約によることができる場合を定める基準について、以下のとおり改正することとした。

- ・ 「労力を供給させる場合」について削除

(3) 契約の公表の基準について、以下のとおり改正することとした。

- ・ 「工事又は製造」、「財産の買い入れ」、「物件の借り入れ」及び「その他役務」（いずれの場合も国の基準における金額を越えるものについて）について、競争入札により契約を締結したものを公表対象に追加（公表項目も国の基準とあわせる）
- ・ 「工事又は製造」、「財産の買い入れ」、「物件の借り入れ」及び「その他役務」（いずれの場合も国の基準における金額を越えるものについて）について、随意契約により契約を締結したものの公表項目（「予定価格」、「落札率」及び「再就職の役員の数」）を追加。

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期
平成20年3月までに以下の取組みに係る運用等を定め、順次可能なものから実施し、随意契約によることが真にやむ得ないものを除き、遅くとも平成21年度から一般競争入札等に移行。

(1) 公募手続きの導入及び企画競争の本格的な導入

真に随意契約で残さざるを得ないもの以外の契約については、透明性・競争性を確保するため、発注者が特定した者以外の参加者の有無を確認するための公募手続きの導入や、提案書等を評価して契約相手方を特定する企画競争の本格的な導入を図る。

(2) 総合評価方式の導入

①ガイドラインの策定

情報システム、工事の設計業務等、調査研究等について、総合評価落札方式による一般競争入札を導入するべく、総合評価方式のガイドラインを策定する。

②総合評価方式による一般競争入札規程の制定及びマニュアルの作成

一般競争への移行のため、規程を整備するとともに、当該業務を支援するための業務マニュアルを作成し、仕様書の作成や予定価格の設定等の各種入札手順を具体的に示す。

(3) 複数年度契約の拡大

新規に調達する電子複写機、電子計算機等のOA機器（周辺機器を含む。）に係るリース契約及びシステム開発等をはじめ、各種システム関連の既存の賃貸借契約についても、概ね2年以内に、複数年度契約へ移行できるよう取り組む。

(4) 入札手続きの効率化

一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、電子入札の拡大や公告の方法等について検討を行う。

3. その他

(1) 随意契約見直し体制の強化

随意契約見直し計画を確実に達成するとともに、内部牽制を有効に機能させ、随意契約の決裁体制を強化するため、財務企画部内に担当を設置する。

(2) 内部監査の重点実施

内部監査において、随意契約の重点監査を実施することとする。

(3) 地方支店における見直しの徹底

各支店における見直しの確実な実施を図るため、支店長会議等を通じて、各支店に対する注意喚起を常時徹底するとともに、各支店に出向き、指導を行う。

(注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載